第四十条の五を次のように改める。

（派遣先に雇用される労働者の募集に係る事項の周知）

第四十条の五　派遣先は、当該派遣先の同一の事業所その他派遣就業の場所において派遣元事業主から一年以上の期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、当該事業所その他派遣就業の場所において労働に従事する通常の労働者の募集を行うときは、当該募集に係る事業所その他派遣就業の場所に掲示することその他の措置を講ずることにより、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該派遣労働者に周知しなければならない。

2　派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して三年間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者（継続して就業することを希望する者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に係る前項の規定の適用については、同項中「労働者派遣」とあるのは「労働者派遣（第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）」と、「通常の労働者」とあるのは「労働者」とする。

第四十一条第二号中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改める。

第四十二条第一項中第七号を第十号とし、第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行つた日時及び内容

第四十二条第一項中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別

二　第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別

第四十二条第三項中「以下「労働者派遣」という。」を「第一号」に改める。

第四十四条第五項中「以下「労働者派遣法」という。」を「昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。」に、「第三項及び第四項」を「から第三項まで」に改める。

第四章中第四十七条の三を第四十七条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

（事業主団体等の責務）

第四十七条の三　派遣元事業主を直接又は間接の構成員（以下この項において「構成員」という。）とする団体（次項において「事業主団体」という。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等が図られるよう、構成員に対し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならない。

2　国は、事業主団体に対し、派遣元事業主の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関し必要な助言及び協力を行うように努めるものとする。

第四十八条第三項中「又は第二十三条の二」を「、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「及び第二十三条の二」を「、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」に改める。

第四十九条の二第一項中「第四十条の四、第四十条の五」を「第四項若しくは第五項、第四十条の三」に、「第四十条の二第一項若しくは」を「第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項、第四十条の三若しくは」に、「措置若しくは」を「措置又は」に改め、「又は第四十条の四若しくは第四十条の五の規定による労働契約の申込みをすべきこと」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十九条第二号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同条第四号中「又は第二十一条」を削る。

第六十条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　第四十九条の三第二項の規定に違反した者

第六十一条第一号中「、第五条第三項」を「又は第五条第三項」に改め、「、第十六条第一項に規定する届出書又は同条第二項に規定する書類」を削り、同条第二号中「、第十九条第一項、第二十五条の二、第三十五条の三」に改める。

附則第四項中「以下「特定製造業務」という。」を削り、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、附則第五項を削る。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十八条の改正規定中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十四条に次の一項を加える。

3　派遣元事業主は、前二項の規定による明示をするに当たつては、派遣先が第四十条の六第一項第三号又は第四号に該当する行為を行つた場合には同項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされることとなる旨を併せて明示しなければならない。

第二条のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十五条の四の改正規定中「第三十五条の四」を「第三十五条の五」に改め、同法第四十条の六を同法第四十条の九とし、同法第四十条の五の次に三条を加える改正規定のうち第四十条の六第一項第三号中「こと」の下に「（同条第四項に規定する意見の聴取の手続のうち厚生労働省令で定めるものが行われないことにより同条第一項の規定に違反することとなつたときを除く。）」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第四十条の三の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

第二条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十九条の二の改正規定中「改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする」を「改める」に改める。

附則第十一条のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十四条及び同条の表の改正規定中「、第四十条の六」を「、第四十条の九」に改め、同条の表第三十四条第一項第二号及び」を「の表」に、「及び第三十九条」を「、第三十九条」に、「第三十九条」を「第三十九条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に、「同表第三十六条の項」を「同項」に改め、同改正規定の前に次の改正規定を加える。

第四十四条中「第四十条の六まで」を「第四十条の六第一項第四号、第四十条の九」に改め、同条の表第三十四条第一項の項の次に次のように加える。

第三十四条第三項	第四十条の六第一項第三号又は第四号
第三十四条第三項	第四十条の六第一項第三号

附則第十三条のうち港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二十三条及び同条の表の改正規定中「中「、第四十条の六」を「、第四十条の九」に改め、同条の表第三十六条第六号の項」を「の表第三十七条第一項第八号の項」に改め、同改正規定の前に次の改正規定を加える。

第二十三条及び同条の表第二十五条の項中「第四十条の六まで」を「第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九」に改め、同条の表第三十四条第一項の項の次に次のように加える。

第三十四条第三項	第四十条の六第一項第三号又は第四号
第三十四条第三項	第四十条の六第一項第三号

附則第十三条のうち港湾労働法第二十三条の表第四十一条第一号イの項の改正規定中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年九月三十日から施行する。ただし、附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項の規定にかかわらず、通常の労働者及び派遣労働者の数の動向等の労働市場の状況を踏まえ、この法律の施行により労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行が損なわれるおそれがあると認められるときは、新法の規定について速やかに検討を行うものとする。

3　政府は、派遣労働者と派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均等な待遇及び均衡のとれた待遇の確保の在り方について検討するため、調査研究その他の必要な措置を講ずるものとする。